様式第4号（第5条関係）

第　　　号

年　月　日

　　　　　　　　　　　様

丸亀市長　　　　 印

命 令 書

あなたが所有者等である下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、　年　月　日付け　第　　号により、法第22条第3項の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

ついては、下記のとおり措置をとることを命令します。

記

１．対象となる特定空家等

２．措置の内容

３．命ずるに至った事由

４．命令の責任者

５．措置の期限

・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。

・ 本命令に違反した場合は、法第30条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。

・ 上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第22条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。

・この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に丸亀市長に対し審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、丸亀市を被告として（訴訟において丸亀市を代表する者は丸亀市長となります。）提起することができます。